



(あて先) 東大阪市長

下記のとおり、未登記家屋の所有権を旧所有者から新所有者に移転したので、地方税法 343 条 2 項に規定する固定資産の家屋補充課税台帳の所有者登録を変更されるよう届け出るにあたり、原因を証明する書面が入手できませんが事実には相違ありません。なお、この件につき第三者から異議の申し出があっても新旧所有者にて責任をもって解決し、貴市に迷惑をかけません。

物件の所在地	種類	床面積 (㎡)		新築年月日	備考
東大阪市				M・T・S・H・R・不明 年 月 日	
東大阪市				M・T・S・H・R・不明 年 月 日	
東大阪市				M・T・S・H・R・不明 年 月 日	

○原因年月日 平成 / 令和 年 月 日

20250303

■受付 R 年 月 日 (提出者・旧・新・代理) (受付者) ■窓口・郵送で受領